

# いじめと不登校

平成 19 年 8 月

教育ボランティア「けやきの会」

(文責 大段永治)

## いじめと不登校

### 目 次

1. いじめ	1
1.1 いじめの定義	1
1.2 いじめの事例	2
1.3 いじめに関する調査	3
1.3.1 平成15年度における「いじめ」の状況	3
1.3.2 「いじめ」の発生学校数・発生件数の推移	5
1.3.3 平成15年度学校別・男女別「いじめ」の発生件数	7
1.3.4 発見のきっかけ別「いじめ」件数	8
1.3.5 態様別「いじめ」件数	9
1.3.6 「いじめ」の解消状況	10
1.3.7 「いじめ」問題に対する対応	11
1.4 いじめの防止	12
1.4.1 「いじめ」の構造	12
1.4.2 「いじめ」の兆候	14
2. 不登校	15
2.1 不登校の定義	15
2.2 不登校の事例	15
2.3 不登校の実態調査	16
2.4 不登校児童・生徒の居場所の現況	18
2.5 不登校の防止	19
3. 提言	21

(参考図書)

## いじめと不登校

「いじめ」や「不登校」といった問題が歴史上どれほどあったかは分からないが、現代社会において深刻な「いじめ」問題、「不登校」問題が数多く発生していることを考慮すれば、人類が群社会を形成し共同生活を営むようになって以来、これらは連綿として人類が直面してきた問題であるといっても過言ではないだろう。もちろん、太古の昔には学校はなかったはずだから、教育の場における「いじめ」や「不登校」は考えられないが、日本において仏教伝来以降の寺院とか江戸時代の寺子屋とかを学校と考えれば、現代にも通じる類似の問題が発生していたはずである。重要なことは、「いじめ」を必要悪とし、「不登校」を個性の尊重とか価値観の違いとかで片付けてしまわず、現に苦しんでいる人がいる限り、解決しなければならない問題と認識するべきである。

「いじめ」、あるいは「不登校」に関する図書を大阪府立図書館の蔵書リストで検索してみると、数百冊にも及ぶ。その一部に目を通してみても様々な事例の紹介がなされており、これが「いじめ」だとか、これが「不登校」だとか、全ての事例に当てはまる定義づけを行うことすら極めて困難と言わざるを得ない。

### 1. いじめ

#### 1.1 いじめの定義(3)

いじめ問題がマスコミで騒がれ、不登校と並んで子どもたちの問題行動の代表として取り上げられるようになって、20年以上経っている。そのきっかけは、1986年（昭和61年）に起こった東京都の中野富士見中事件である。しかし、実際にはその少し前から「いじめ」という言葉が新聞紙上で見られるようになり、いくつかのいじめによる自殺が報道されるようになっていた。文部省（現、文部科学省）は1985年（昭和60年）、各地の教育委員会に「いじめの問題に関する指導状況等に関する調査」を依頼し、その中で初めていじめの定義を示した。それによると、いじめは

- ① 自分よりも弱い者に対して一方的に
- ② 身体的・心理的な攻撃を継続的に加え
- ③ 相手が深刻な苦痛を感じているもの

の3点からなっている。この定義を踏まえて毎年、いじめに関する調査が行われてきたが、1986年（昭和61年）には次の1項目が追加となった。

- ④ 学校として、その事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの

しかし、④は、1994年（平成6年）に起こった愛知県西尾市の東部中事件をきっかけとして批判が集まった結果、削除され、「なお、起こった場所は学校の内外を問わないこととする」との文言が補足された。また、同年に開催された「いじめ対策緊急会議」において、「いじめ

があるのではないかとの問題意識を持って、全ての学校において直ちに学校を挙げて総点検を行うとともに、実情を把握し、適切な対応を採ること」などの6項目からなる「緊急アピール」が発表された。さらに翌年の同会議報告においても「いじめであるか否かの判断は、あくまでもいじめられている子どもの認識の問題であるということを明記し、表面的・形式的な判断で済ませることなく、子どもの立場に立って細心の注意を払い、親身の指導を行うこと」などが提言された。

いじめの定義は、いじめの調査及びいじめに関する研究で必ずなされるものであり、各研究者の視点の違いから自ずと異なるのは容易に推察できる。例えば、高德忍氏は、いじめの構成要素を①攻撃性、②集団性、相互性、補完性、③反復性、継続性、④制裁性、⑤排他性、⑥思春期特性（集団的同一性）の6つとして、「いじめとは、主に思春期の同一集団内の不安定な補完的人間関係において見られる、優位に立つ一方が、劣位の他方に対して、反復・継続的に心理的苦痛を与える制裁的・排他的な攻撃行動である」と定義されている。この定義は、いじめが思春期において顕著であるという認識に基づいてなされていると思われるが、幼児期、児童期にもいじめが見られることから、東京都立教育研究所は、「いじめとは、同一集団内で単独または複数の成員が、人間関係の中で弱い立場に立たされた成員に対して身体的暴力や危害を加えたり、心理的な苦痛や圧力を感じさせたりすること」と定義している。一方、ノルウェーのベルゲン大学の Dan Olweus 教授は、「ある生徒が、繰り返し、長期にわたって、一人または複数の生徒による拒否的行動に曝されている場合、その生徒はいじめられている」と定義している。

## 1.2 いじめの事例

今日までに数多くの「いじめ」事件が発生し、それらは新聞・テレビ等で報道されてきた。ここでは、一つの事例として、被害者が自殺するという悲惨な結果をもたらした「中野富士見中事件」を高徳忍著「いじめ問題ハンドブック」から紹介し、「いじめ」がどういうものの理解を深めることとする。

### <<中野富士見中事件>>

この事件の状況は、1986年（昭和61年）2月3日の新聞各紙朝刊で報道された。報道によれば、2月1日午後10時過ぎ、岩手県盛岡市盛岡駅前のターミナルデパート「フェザン」の地下飲食店街の公衆トイレ内で、男の子が首を吊って死んでいるのを警備員がを見つけ、盛岡署に届け出た。同署の調べで、持ち物などから東京都中野区弥生町、会社員鹿川雅弘さんの長男、裕史君(13)＝同区立中野富士見中2年＝と分かった。裕史君は、トイレの洋服掛けのフックにビニール紐をかけ、首を吊っていた。同デパートは午後9時に閉店したが、トイレのドアが閉まったままなので不審に思った警備員がのぞき、発見した。下着などが入ったバッグがあり、中に入った買い物袋に、横書きで、友達2人の名前を挙げ、「これ以上生きても

ジゴクだ」「こういうことはもうしないしてほしい」などを書いてあった。このため、同署はいじめを苦にした自殺と見て詳しく調べている。同署の調べだと、父親雅弘さんの実家が岩手県稗貫郡にあり、裕史君も父親に連れられて盛岡市に来たことがあった。裕史君は先月31日、家を出て行方が分からなくなっていた。転校を勧めていた担任、裕史君が通っていた中野富士見中（西川勲校長）では、2日午後、緊急職員会議を開き、鹿川君の交友関係など、自殺の背景について調査を始めた。その結果、鹿川君は2学期になって、いじめの対象となり、内容もエスカレートしたため、担任の××教諭は3学期になって、鹿川君に転校を勧めていたことが分かった。警視庁防犯部の「いじめ特別補導班」と中野署も捜査を始めた。学校のこれまでの調べだと、鹿川君は2学期ごろから数人の生徒に使い走りさせられたり、登下校時に鞆を持たされたりするようになった。2学期のある日には、フェルトペンで顔にひげを描かれて廊下で踊るように言われ、この時は通りかかった先生が間に入って命じた生徒に注意している。3学期になって、校庭の木に登って歌を歌うように言われたが、担任が止めさせている。このため、欠席も目立ち、昨年9月と11月は各1日だけだが、10月は6日、12月は8日、1月は11日に上っている。登校した時も、いじめを恐れてか、職員用トイレに隠れたりして保健室で休養することが多かった、という。鹿川君の父親もいじめられている事実を知り、昨年10月から11月にかけて担任に「止めさせて欲しい」と相談を持ちかけている。学校では、いじめに関係した生徒や親に「人の心を傷つけるから止めて欲しい」と注意したりして学年の担任間で情報を交換してきた、という。鹿川君が最後に登校したのは先月30日。5時限目に間に合う午後1時過ぎに顔を出した。しかし、授業中は廊下に出ていたため、2年生の教諭が教育相談室に連れて行き、30～40分間、話をした。その中で、鹿川君は鞆を持たされるとか、買い物を言いつけられる、といった悩みを打ち明けた。下校時間が近づいたため、その教諭は担任を通じて母親に連絡し、その日は学校まで迎えに来た母親と一緒に下校した。西川校長は、「常に鹿川君を標的にしていた特定のグループはなかったはず。いじめという感覚を持たずにやっているのではないか。他にもいじめられている生徒がいるかもしれない。いずれにしても、こんな結果になり、力が足りなかった」と話している。同行では、3日の朝に全校生徒を体育館に集め、鹿川君の死を報告する。

### 1.3 いじめに関する調査

文部科学省では、「生徒指導上の諸問題の現状について」と題して、平成15年度における児童生徒の問題行動等の状況について調査結果を公表している。その中で問題行動を、①暴力行為、②いじめ、③不登校、④高等学校中途退学等に分類している。ここでは、文部科学省の調査結果に基づいて、②の「いじめ」についてのみ報告する。

#### 1.3.1 平成15年度における「いじめ」の状況

文部科学省は、調査結果を総括して次のように述べている。但し、この調査においては

「いじめ」を、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの」と定義して、起こった場所は「学校の内外を問わない」として件数を把握している。

- ・ 公立の小・中・高等学校及び特殊教育諸学校（学校教育法に規定する盲学校、聾学校又は養護学校）における「いじめ」の発生件数は、**23,351**件（小学校**6,051**件、中学校**15,159**件、高等学校**2,070**件、特殊教育諸学校**71**件）であり、**8**年ぶりに増加している。
- ・ 「いじめ」が発生した学校数は、**7,860**校（小学校**2,787**校、中学校**3,934**校、高等学校**1,094**校、特殊教育諸学校**45**校）であり、全学校数に占める割合は、**20.3%**（小学校**11.9%**、中学校**38.0%**、高等学校**26.6%**、特殊教育諸学校**4.8%**）である。
- ・ 「いじめ」の発生件数を学年別にみると、小学校から学年が進むにつれて多くなり、中学**1**年生が**7,303**件で最も多く、全発生件数の**31.3%**を占めている。
- ・ 学校が「いじめ」をどのようにして知ったかについては、小学校では「保護者からの訴え」、中学校・高等学校では「いじめられた児童・生徒からの訴え」、特殊教育諸学校では「担任の教師が発見」がそれぞれ最も多い。
- ・ 「いじめ」の態様については、小・中・高等学校では「冷やかす・からかい」、特殊教育諸学校では「言葉での脅し」がそれぞれ最も多い。
- ・ 平成**15**年度に発生した「いじめ」のうち、**88.3%**（小学校**87.6%**、中学校**88.0%**、高等学校**92.3%**、特殊教育諸学校**83.1%**）が年度内に解消している。
- ・ 「いじめ」の問題に対する対応については、いずれの校種においても、「職員会議等を通して共通理解を図った」、「学校全体として児童・生徒会活動や学級活動などにおいて指導した」、「教育相談の体制を整備した」が多い。
- ・ 「いじめ」の問題により、就学校の指定変更等を受けた児童・生徒は、小学校で**136**人、中学校で**261**人、特殊教育諸学校で**0**人である。

### 1.3.2 「いじめ」の発生学校数・発生件数の推移

#### (1) 小学校

表 1-1

年度	公立学校総数 (A)	発生校数 (B)	発生校数割合 (B/A)	発生件数 (C)	発生件数割合 (C/B)
平成 6 年度	24,390 校	7,626 校	31.3%	25,295 件	3.3 件/校
平成 7 年度	24,302	8,284	34.1	26,614	3.2
平成 8 年度	24,235	6,638	27.4	21,733	3.3
平成 9 年度	24,132	5,182	21.5	16,294	3.1
平成 10 年度	24,051	4,118	17.1	12,858	3.1
平成 11 年度	23,944	3,366	14.1	9,462	2.8
平成 12 年度	23,861	3,531	14.8	9,114	2.6
平成 13 年度	23,719	2,806	11.8	6,206	2.2
平成 14 年度	23,560	2,675	11.4	5,659	2.1
平成 15 年度	23,381	2,787	11.9	6,051	2.2

#### (2) 中学校

表 1-2

年度	公立学校総数 (A)	発生校数 (B)	発生校数割合 (B/A)	発生件数 (C)	発生件数割合 (C/B)
平成 6 年度	10,568 校	5,810 校	55.0%	26,828 件	4.6 件/校
平成 7 年度	10,551	6,160	58.4	29,069	4.7
平成 8 年度	10,537	5,463	51.8	25,862	4.7
平成 9 年度	10,518	5,023	47.8	23,234	4.6
平成 10 年度	10,497	4,684	44.6	20,802	4.4
平成 11 年度	10,473	4,497	42.9	19,383	4.3
平成 12 年度	10,453	4,606	44.1	19,371	4.2
平成 13 年度	10,429	4,179	40.1	16,635	4.0
平成 14 年度	10,392	3,852	37.1	14,562	3.8
平成 15 年度	10,358	3,934	38.0	15,159	3.9

(3) 高等学校

表 1-3

年度	公立学校総数 (A)	発生校数 (B)	発生校数割合 (B/A)	発生件数 (C)	発生件数割合 (C/B)
平成 6 年度	4,163 校	1,564 校	37.6%	4,253 件	2.7 件/校
平成 7 年度	4,164	1,650	39.6	4,184	2.5
平成 8 年度	4,164	1,504	36.1	3,771	2.5
平成 9 年度	4,164	1,285	30.9	3,103	2.4
平成 10 年度	4,160	1,233	29.6	2,576	2.1
平成 11 年度	4,148	1,133	27.3	2,391	2.1
平成 12 年度	4,145	1,151	27.8	2,327	2.0
平成 13 年度	4,146	1,050	25.3	2,119	2.0
平成 14 年度	4,136	1,029	24.9	1,906	1.9
平成 15 年度	4,117	1,094	26.6	2,070	1.9

(4) 特殊教育諸学校

表 1-4

年度	公立学校総数 (A)	発生校数 (B)	発生校数割合 (B/A)	発生件数 (C)	発生件数割合 (C/B)
平成 6 年度	905 校	95 校	10.5%	225 件	2.4 件/校
平成 7 年度	905	98	10.8	229	2.3
平成 8 年度	913	98	9.6	178	2.0
平成 9 年度	917	72	7.9	159	2.2
平成 10 年度	923	71	7.7	161	2.3
平成 11 年度	928	59	6.4	123	2.1
平成 12 年度	932	57	6.1	106	1.9
平成 13 年度	936	50	5.3	77	1.5
平成 14 年度	933	43	4.6	78	1.8
平成 15 年度	935	45	4.8	71	1.6

### 1.3.3 平成15年度学校別・男女別「いじめ」の発生件数

表 1-5

区分		男子	女子	合計
小学校	1年生	187件	112件	299件
	2年生	265	191	456
	3年生	479	301	680
	4年生	561	490	1,051
	5年生	847	855	1,702
	6年生	892	971	1,863
	小計	3,131	2,920	6,051
中学校	1年生	3,808	3,504	7,307
	2年生	2,980	2,391	5,371
	3年生	1,507	974	2,481
	小計	8,290	6,869	15,159
高等学校	1年生	849	413	1,262
	2年生	389	189	578
	3年生	137	93	230
	小計	1,375	695	2,070
特殊教育諸学校	小学部	7	5	12
	中学部	16	5	21
	高等部	19	19	38
	小計	42	29	71
合計		12,838	10,513	23,351

### 1.3.4 発見のきっかけ別「いじめ」件数

表 1-6

区分		小学校	中学校	高等学校	特殊教育諸学校	合計
担任の教師が発見	平成 14 年度	1,433 件	2,978 件	245 件	14 件	4,670 件
	平成 15 年度	1,563	3,098	262	21	4,944
他の教師からの情報	平成 14 年度	163	1,208	201	6	1,578
	平成 15 年度	182	1,280	190	9	1,661
養護教諭からの情報	平成 14 年度	96	343	78	0	517
	平成 15 年度	69	329	83	0	481
スクールカウンセラー・ 心の教室相談員等からの情報	平成 14 年度	26	202	20	0	248
	平成 15 年度	35	220	20	1	276
いじめられた児童・生徒からの 訴え	平成 14 年度	1,418	4,983	803	28	7,232
	平成 15 年度	1,461	5,183	856	19	7,525
他の児童・生徒からの訴え	平成 14 年度	490	1,628	222	10	2,350
	平成 15 年度	545	1,503	274	6	2,328
保護者からの訴え	平成 14 年度	1,949	2,979	257	14	5,199
	平成 15 年度	2,065	3,139	292	14	5,510
教育センター等関係機関 からの訴え	平成 14 年度	39	62	3	0	104
	平成 15 年度	29	33	10	0	72
その他	平成 14 年度	45	179	77	6	307
	平成 15 年度	102	368	63	1	554
計	平成 14 年度	5,659	14,562	1,906	78	22,205
	平成 15 年度	6,051	15,159	2,070	71	23,351

### 1.3.5 態様別「いじめ」件数

表 1-7

区分		小学校	中学校	高等学校	特殊教育諸学校	合計
言葉での脅し	平成 14 年度	1,343	3,622	570	33	5,568
	平成 15 年度	1,454	3,714	650	23	5,841
冷やかし・からかい	平成 14 年度	2,484	6,506	826	20	9,836
	平成 15 年度	2,529	6,788	866	20	10,203
持ち物隠し	平成 14 年度	669	1,530	164	9	2,372
	平成 15 年度	667	1,600	228	9	2,504
仲間はずれ	平成 14 年度	1,582	2,562	255	13	4,412
	平成 15 年度	1,652	2,563	225	11	4,451
集団による無視	平成 14 年度	472	1,027	104	4	1,607
	平成 15 年度	523	1,125	109	0	1,757
暴力を振るう	平成 14 年度	1,135	2,926	560	14	4,635
	平成 15 年度	1,206	3,018	625	17	4,866
たかり	平成 14 年度	113	424	156	3	696
	平成 15 年度	136	455	172	12	775
お節介・親切の押し付け	平成 14 年度	110	241	41	4	396
	平成 15 年度	94	141	34	3	172
その他	平成 14 年度	356	1,007	231	5	1,599
	平成 15 年度	395	1,056	235	7	1,693
計	平成 14 年度	8,264	19,845	2,907	105	31,121
	平成 15 年度	8,656	20,460	3,144	102	32,362

### 1.3.6 「いじめ」の解消状況

表 1-8

区分		「いじめ」が解消しているもの	「いじめ」が継続し現在指導中	合計
小学校	平成 14 年度	4,886	773	5,659
	平成 15 年度	5,300	751	6,051
中学校	平成 14 年度	12,575	1,987	14,562
	平成 15 年度	13,341	1,818	15,159
高等学校	平成 14 年度	1,735	171	1,906
	平成 15 年度	1,910	160	2,070
特殊教育諸学校	平成 14 年度	63	15	78
	平成 15 年度	59	12	71
計	平成 14 年度	19,259	2,946	22,205
	平成 15 年度	20,610	2,741	23,351

### 1.3.7 「いじめ」問題に対する対応

表 1-9

区分		小学校	中学校	高等学校	特殊教育諸学校	合計
職員会議等を通して 共通理解を図った	平成 14 年度	17,202	8,644	2,753	492	29,091
	平成 15 年度	17,200	8,789	2,775	470	29,234
全校的な実態調査を実施した	平成 14 年度	6,882	4,508	1,010	97	12,497
	平成 15 年度	7,348	4,628	1,027	97	13,100
教育相談の体制を整備した	平成 14 年度	10,308	6,354	1,744	189	18,595
	平成 15 年度	11,012	6,450	1,827	225	19,514
学校全体として児童・生徒会 活動や学級活動等において指導した	平成 14 年度	12,221	6,548	1,888	388	21,042
	平成 15 年度	12,637	6,616	1,943	402	21,598
家庭や地域と協力して取り組む ための協議の場を設けた	平成 14 年度	6,308	3,482	655	105	10,550
	平成 15 年度	6,198	3,422	620	119	10,359
学級通信等で取り上げ家庭との 協力を図った	平成 14 年度	6,489	3,119	631	114	10,353
	平成 15 年度	6,645	3,207	636	93	10,581
養護教諭が指導にあたった	平成 14 年度	4,648	3,213	1,023	66	8,950
	平成 15 年度	5,001	3,394	1,113	72	9,580
スクールカウンセラー、心の 教室相談員等が相談にあたった	平成 14 年度	1,820	4,434	733	25	7,012
	平成 15 年度	2,077	4,643	779	31	7,530
その他	平成 14 年度	1,240	962	476	105	2,783
	平成 15 年度	1,153	916	484	90	2,643
計	平成 14 年度	67,118	41,261	10,913	1,581	120,873
	平成 15 年度	69,271	42,065	11,204	1,599	124,139

## 1.4 いじめの防止

1.3.5 節で見てきたように、「いじめ」の態様は様々であり、こうすれば「いじめ」を防止できるというような方向性を見出すのは当面、困難であると言わざるを得ない。ここでは、いじめを防止するためになされてきた取り組みの一つを紹介する。

### 1.4.1 「いじめ」の構造

アメリカ合衆国のコロラド州に在住し、躰と教育分野で南北アメリカ諸国、南アフリカ、欧州、オーストラリア、ニュージーランド、アイスランド、アジア諸国で活動する著名な教育家、バーバラ・コロロソ(**Barbara Coloroso**)女史は、「いじめ」を一つの悲劇とみなし、シェイクスピアの「お気に召すまま」の舞台を想定して、“いじめっ子”と“いじめられっ子”と“傍観者”という3人の登場人物を配する三層構造モデルで説明している。(大阪市立大学名誉教授の森田洋司氏は、被害者、加害者、傍観者に観衆を加えた四層構造モデルを唱えておられる。)

#### (1) いじめっ子

「いじめ」は、いじめてやろうという意志に基づいた、意識的で計画的で敵意のある行動で、その目的は、相手を傷つけること、さらに痛めつけるぞという脅しによって相手に恐怖を与え、恐れおののかせることにある。いじめっ子は加害者であり、その外見としては次の7つのタイプがある。

- ・自分に自信があるいじめっ子
- ・社交的ないじめっ子
- ・完全武装のいじめっ子
- ・多動性のいじめっ子
- ・いじめられっ子でもあるいじめっ子
- ・いじめっ子グループ
- ・いじめっ子ギャング

#### (2) いじめられっ子

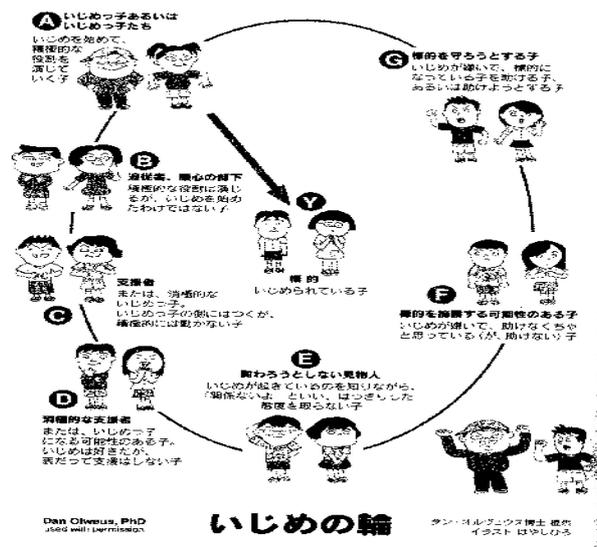
「いじめ」の被害者であるいじめられっ子の典型的な例を挙げると、次のようになる。

- ・最近、近所に越してきた子
- ・学校で一番年下の子
- ・心に傷を受けてきた子
- ・すんなり服従する子
- ・他の子を苛立たせるようなことをする子
- ・喧嘩をする子。衝突を攻撃せずにおさめたいと考える子
- ・恥ずかしがり屋で、引っ込み思案で穏やかな子
- ・貧しい子。あるいは金持ちの子

- ・いじめっ子から見て、軽蔑に値する劣った人種、民族の子
- ・いじめっ子から見て軽蔑に値する劣った性別、あるいは性的嗜好をもっている子
- ・いじめっ子から見て、軽蔑に値するような劣った宗教を信じている子
- ・陽気で、才能がある子。あるいは、ずば抜けた才能がある子
- ・独立心が強く、社会的な地位に頓着せず、規範に従おうとしない子
- ・すぐに感情的になる子
- ・太っていたり、痩せていたり、小柄だったり、大柄だったりする子
- ・歯を矯正したり、メガネをかけている子
- ・肌にニキビがあるような子
- ・身体に他の子たちとは違う特徴がある子
- ・身体や精神に障害がある子
- ・まずいときにまずい場所に居合わせた子

### (3) 傍観者

「いじめ」の傍観者にも罪があるとして、ノルウェーのベルゲン大学の医学博士で、いじめや同級生によるいやがらせの研究の世界的権威でもあるダン・オルヴェウス教授の「いじめの輪」を紹介している。



#### 1.4.2 「いじめ」の兆候

いじめを受けている子どもは、次のような様々な警告信号を発している。

- ・突然、学校に興味をなくす。あるいは、学校に行こうとしなくなる。
- ・学校に行くのにいつもと違う道を使う。
- ・成績が下がる。
- ・家族ぐるみの行事や学校行事に参加したがる。ひとりになりたがる。
- ・学校から空腹で帰ってきて、昼食代をなくしたとか、学校ではお腹が空かなかったと言いつけをする。
- ・両親の金を持ち出し、使い道について下手な言いつけをする。
- ・家に帰るなり、トイレに直行する。
- ・電話がかかってきたり、Eメールを受け取った後で悲しそうな様子だったり、むっつりしていたり、腹を立てていたり、怯えたりしている。
- ・何か、その子がまるでしそうなことをする。
- ・同級生について話すときに、軽蔑するような屈辱的な言葉を使う。
- ・同級生のことや学校で起こったことを話さなくなる。
- ・服装が乱れていたり、服が破けていたり、なくなっていたりする。
- ・体に残っている傷と傷についての説明が矛盾している。
- ・お腹が痛かったり、頭が痛かったり、パニックを起こしたりする。

さらに、いじめを受けている子どもがその事実を大人に話そうとしない理由は次のとおりだとしており、これらを認識した上で防止策を採る必要があると思われる。

- ・いじめられていることを恥ずかしいことだと思っているから。
- ・大人に話した時の報復が怖い。
- ・自分を助けられる人はひとりもいないと思う。
- ・誰も自分を助ける気などない考える。
- ・いじめは、成長に欠かせないものだという嘘を、不本意ながらも受け入れる。
- ・大人もまた、いじめは成長に欠かせないと考えていると思ひ込む。
- ・たとえ同級生にいじめられても、その子を“ちくる”のはよくない、かっこわるい、“子どもじみている”という考えが身についている。

## 2. 不登校

### 2.1 不登校の定義<sup>(12)</sup>

児童・生徒達が病気でもないし、家が貧しいわけでもないのに学校に行かない、あるいは行けないという状態が我が国で注目され出したのは昭和 30 年代からである。その頃は、このような状態を「学校恐怖症(school phobia)」と呼んでいた。しかし、この恐怖症という用語が親や教師に与える影響への配慮もあり、次第に「登校拒否(school refusal)」という用語が使用されるようになってきた。ところが実際には、こうした児童・生徒達が自ら意図的に学校を拒否している場合はむしろ少なく、登校拒否という用語は適切でないとして、新たに「不登校」という用語が提唱された。当然のことながら、この不登校という用語は、何らかの理由で、単に学校へ行かない、行けない、あるいは行っていないという状態を指すので、病気等の身体的理由や家庭が貧しいといった経済的理由によって登校しない場合も含んでしまうこととなる。このように、「登校拒否」も「不登校」も言語表現として一長一短があり、教育関係者には概して前者が好まれ、医療関係者には後者が好まれていた。但し、文部科学省では平成 10 年度の調査から「不登校」の用語を用いており、現在では教育界でもこの用語が広く使われるようになってきている。一般に不登校とは、はっきりとした理由がないのに、学校に行けない状態を指す。この状態にある子どもは、学校に行きたい、あるいは行かなければならないと思っているのに、行けないでいる。時には、行きたくないから行かない場合もある。かつて不登校は怠学と区別されたり、精神症的な傾向を持つものだけに限定されたりしていたが、上述のような状態にあるものはすべて不登校というように広く捉えた方が良いであろう、という意見がある。文部（科学）省も不登校を次のように広く定義している。すなわち、不登校とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること（但し、病気や経済的な理由によるものを除く）をいう。」（文部省：学校不適応対策調査研究協力者会議報告、1992）

### 2.2 不登校の事例

不登校の事例は、多くの図書で紹介されており、状況も様々なものがある。ここでは、堀内聰・真仁田昭編著「不登校」（開隆堂出版）で取り上げられている事例を紹介する。但し、内容の詳細については省略する。

- (1) 様々な症状を伴った不登校
  - ・腹痛を伴った不登校
  - ・喘息を伴った不登校
  - ・家庭内暴力を伴った不登校
  - ・非行を伴った不登校

- ・対人恐怖を伴った不登校
- (2) 主として学校に起因する不登校
  - ・給食の強制が原因と考えられる不登校
  - ・いじめが原因の不登校
  - ・学習面での過剰適応が原因と考えられる不登校
  - ・宿題の処理方法への対応が原因と考えられる不登校
  - ・勉強の息切れが原因と考えられる不登校
- (3) 主として家庭に起因する不登校
  - ・両親の不和、離婚が原因と考えられる不登校
  - ・親子関係のゆがみ、引きこもりからの不登校
  - ・溺愛が原因と考えられる不登校
  - ・兄弟揃っての不登校
  - ・三世代家族が同居する中で揺れる母親が原因と考えられる不登校
- (4) 主として学校制度に起因すると考えられる不登校
  - ・学習・生活両面の無気力を原因とする不登校
  - ・進学校で神経症が原因と考えられる不登校
  - ・細かく、厳しすぎる規則が原因と考えられる不登校
  - ・部活やスポーツの強制が原因と考えられる不登校

### 2.3 不登校の実態調査

文部科学省では毎年、国・公・私立学校における不登校児童・生徒の状況を学校基本調査の中で調査している。

#### (1) 不登校児童・生徒（30日以上欠席者）数の推移

表 2-1

年度	小学校			中学校			B+D
	全児童数(A)	不登校児童数(B)	B/A	全生徒数(C)	不登校生徒数(D)	D/C	
平成3年度	9,157,429人	12,645人	0.0014	5,188,314人	54,172人	0.0104	66,817人
平成4年度	8,947,226	13,710	0.0015	5,036,840	58,421	0.0116	72,131
平成5年度	8,768,881	14,769	0.0017	4,850,137	60,039	0.0124	74,808
平成6年度	8,582,871	15,786	0.0018	4,681,166	61,663	0.0132	77,449
平成7年度	8,370,246	16,569	0.0020	4,570,390	65,022	0.0142	81,591
平成8年度	8,105,629	19,498	0.0024	4,527,400	74,853	0.0165	94,351
平成9年度	7,855,387	20,765	0.0026	4,481,480	84,701	0.0189	105,466
平成10年度	7,663,533	26,017	0.0034	4,380,604	101,675	0.0232	127,692
平成11年度	7,500,317	26,047	0.0035	4,243,762	104,180	0.0245	130,227

(2) 平成 16 年度理由別長期欠席者数

表 2-2

区分		病気	経済的理由	不登校	その他	合計
小 学 校	国立	39 人	-	62 人	22 人	123 人
	公立	26,210	62	23,189	9,329	58,790
	私立	253	-	67	72	392
	計	26,502	62	23,318	9,423	59,305
中 学 校	国立	71	-	238	7	316
	公立	17,273	187	97,798	8,683	123,941
	私立	1,130	4	2,004	263	3,401
	計	18,474	191	100,040	8,953	127,658

(注) 「長期欠席者」とは、平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までに 30 日以上欠席した児童・生徒をいう。

(3) 平成 16 年度地域別長期欠席者数

表 2-3

学校の種別	北海道・東北	関 東	中 部	近 畿	中国・四国	九州・沖縄	全国合計
小学校	5,938 人	18,255 人	9,343 人	13,544 人	5,895 人	6,330 人	59,305 人
中学校	13,692	38,389	20,620	28,297	12,764	13,896	127,658
合計	19,630	56,644	29,963	41,841	18,659	20,226	186,963

(注) 本表は、「生徒指導上の諸問題の現状について」(文部科学省 教育課程審議会)を元に作成したものである。

## 2.4 不登校児童・生徒の居場所の現況

不登校の児童・生徒が学校以外で学習あるいは集団生活を行っている施設（居場所）は多種多様であり、経営形態、規模、費用等も施設によって大いに異なっている。ここでは、これらの施設数が地域によってどのように分布するかを形態別にまとめる。結論的に言えば、近畿以西の地域では不登校児童・生徒を受け入れる施設が少なく、今後の改善対策の検討が俟たれる。

表 2-4

居場所の形態	北海道・東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国合計
フリースクール	25	67	35	21	7	8	163
ホームスクーリング	1	-	2	1	-	-	4
親の会/家族の居場所	6	14	14	7	7	4	52
フリースペース/居場所	5	31	12	10	7	9	74
全寮制高校	1	-	1	1	2	1	6
通信制高校	1	6	-	2	-	1	10
民間相談機関	5	32	8	7	1	1	54
ネットワーク活動	1	11	1	2	-	1	16
高等専修学校	1	1	-	-	-	-	2
個人学習塾	-	25	4	3	4	1	37
公的機関	-	2	-	-	3	-	5
高認予備校	-	3	-	1	-	-	4
技能連携校	-	4	1	1	-	1	7
インターナショナルスクール	-	2	-	-	-	1	3
通信制高校サポート校	-	24	1	5	2	1	33
訪問サポート	-	1	-	-	-	-	1
ホームスクーリング	-	1	-	-	-	-	1
家庭教師派遣	-	1	-	-	-	-	1
フリースペース	-	2	-	-	-	-	2
医療機関	-	2	-	1	-	-	3
私立学校	-	-	-	2	-	-	2
その他	-	2	-	-	-	-	2
合計	46	231	79	64	33	29	482

(注) 本表は、「不登校の子どものための居場所探し」(学習研究社)の居場所リストにより作成したものである。

## 2.5 不登校の防止

先に挙げた堀内聰・真仁田昭編著「不登校」（開隆堂出版）の中で、小玉正博氏が「不登校（登校拒否）の予後と予防」と題して貴重な提案をなされているので、一部を引用させて頂くこととする。

不登校に陥らないためには、どのような点がポイントになるのだろうか。Schmitt(1971)は、「親は子どもが自分で過ごす時間を作ってあげているか」、「子ども同士でいる力を身に付けさせているか」、「子どもが年齢相応の自助能力（Self-care Skill）を発達させているか」などが不登校の予測因子として重要であることを指摘している。また、Skynner(1974)は、親子間の「タテの結びつき」が強すぎると子どもの自立心の形成を妨げ、仲間との「ヨコのつながり」を損なわせ、それが不登校の準備段階を作らせると述べている。因みに、前述の文部科学省の追跡調査（省略、筆者注）においても、不登校の契機として「友人関係」を挙げる者が非常に多いこと（男子 44%、女子 57%）からも、学校不適應を予防する上で、児童・生徒の日常生活の中で年齢相応の対人的スキルを習得することの重要性を示唆している。北海道立教育研究所の資料（省略、筆者注）では、不登校予防のためには、①児童・生徒の生活の中でどのような側面が重要であるか、②学校として配慮すべき事柄にはどのような点があるか、③父母が家庭生活においてどのような事柄に配慮すべきか、それぞれの項目と対策をまとめている。これらの指摘を見ても、不登校予防のための得策というものがあるわけではなく、極めて当然ながら、子ども自らが明確に自らの意志を決定できる能力と自立心を備えた「個」として育てることであり、さらに付け加えるなら、自分本位の硬直した生真面目さではなく、他者との友好的な関係形成を基礎とした、より柔軟な社会的対応と認知の仕方ができるような態度を形成することである。

表 2-5

強化すべき内容	学校として配慮すべき事項	家庭として配慮すべき事項
充実感のある楽しい 学校生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力ある学校（学級）作りをする。</li> <li>・学習意欲を起こさせる授業をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい環境に適応する力を育てる。</li> <li>・子どもの知的好奇心を喚起する。</li> </ul>
自主性・主体性の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創意ある活動を促進する。</li> <li>・責任ある行動をする機会を与える。</li> <li>・自分で問題を解決する努力をさせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の行動に責任を持たせる。</li> <li>・自分の気持ちや考えをはっきり言えるようにさせる。</li> </ul>
社会性の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団を維持する心構えを教える。</li> <li>・日常生活に道徳的实践を促す。</li> <li>・スポーツを通して社会的ルールを教える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広く、多くの体験をさせる。</li> <li>・家庭の中で役に立つ存在であることを認識させる。</li> </ul>
欲求不満耐性の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マラソンなどで忍耐力を付けさせる。</li> <li>・読書の習慣を付けさせる。</li> <li>・嫌いなものでも食べる努力をさせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物質的欲望に節度を持たせる。</li> <li>・食事に好き嫌いをなくする。</li> <li>・両親の役割分担を明確にする。</li> </ul>
心身の健康	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動に対する興味・関心を育てる。</li> <li>・施設・設備の条件を整備する。</li> <li>・健康相談・指導を充実させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食生活に配慮し、食事を楽しくする。</li> <li>・親もスポーツに関心を持つ。</li> <li>・明るい、伸び伸びした生活を心掛ける。</li> </ul>

### 3. 提言

筆者は一度も教職に就いたことがなく、学校時代に他者からいじめられた、あるいは他者をいじめたという経験もなく、また登校拒否をした覚えもないので、「いじめと不登校」という問題の本質を正確に理解できているとは思わない。従って、この問題に対して実効性のある提言を行うのは難しいと思うが、敢えて私見を述べることにしたい。

まず、「いじめ」は、我々人間が単独では生きていくことができず、群を形成して集団生活を営まざるを得ない、という事実からすると、群の秩序を維持するために避けることのできない行為の一つではなかろうか。但し、その行為が世間一般の常識を逸脱したものであってはならないとは考える。いじめが幼稚園児・保育園児の間でも見られることを考えると、子どもが成長する前に、すなわち幼稚園・保育園で「いじめは罪悪であり、いじめに加わった者は制裁を受ける」ということを、徹底的に教え込むことが必要と考える。そのために、幼稚園・保育園での教育方針を知育・体育から躰や情操を内容とする徳育へと転換することを提言したい。知育・体育は、子どもに将来への希望が目覚め始める小学校からでも遅くないように感じている。万一いじめが発生した場合、当事者はもちろん、家庭、学校、地域社会、教育行政機関などの関係者が一体となって問題の解決にあたるべきであって、お互いに責任を他者に押し付けることは厳に慎むべきである。

次に「不登校」であるが、いくつかの事例から、筆者は「ある種の甘え」を感じてしまう。まず、不登校ありきで、その理由は後付ではなかろうか。通学時間がかかり過ぎるとか、授業が面白くないとか、教師が嫌いとか、いじめに遭うとか、様々な理由が挙げられるようだが、多くの児童・生徒は、できれば学校に行きたくない思いながらも、我慢して登校しているのではなかろうか。これは、筆者の体験でもある。

不登校の児童・生徒には酷と思うが、問題解決に向けて「自助努力」の継続をお願いしたい。その結果、どうしても問題が解決しなければ、誰かに相談する勇気を持って欲しい。

(文責 大段永治)

(参考図書)

1. 河合隼雄「いじめと不登校」潮出版社
2. 高橋良臣「いじめは待ってられない！」ぎょうせい
3. 真仁田昭他「いじめ」開隆堂出版
4. 英国教育省「いじめ—一人で悩まないで—」教育開発研究所
5. デルウィン・P・タツム他「いじめの発見と対策」日本評論社
6. 尾木直樹「いじめっ子—その分析と克服法」学陽書房
7. 片岡徳雄「いじめのない中学校をつくる」黎明書房
8. 高德忍「いじめ問題 ハンドブック」つげ書房新社
9. バーバラ・コロロソ「いじめの根を絶ち子どもを守るガイド」東京書籍
10. 斉藤環「ひきこもり」日本放送出版協会
11. 忠井俊明他「不登校・ひきこもりと居場所」ミネルヴァ書房
12. 堀内聰他「不登校」開隆堂出版
13. 黒川昭登「不登校カウンセリング」朱鷺書房
14. 奥地圭子「不登校という生き方」日本放送出版協会
15. 東京シューレ「不登校の子どもたちは家庭でどうしているか」教育資料出版会
16. 吉岡泰生「小学生の不登校はこうしてなおす」講談社出版サービスセンター
17. 菅佐和子「事例のまなぶ不登校」人文出版
18. 増井武士「不登校児から見た世界」有斐閣
19. 林礼子「母さん、ぼく学校に行けたよ！」講談社出版サービスセンター
20. 不登校情報センター「不登校・引きこもり・ニート 支援団体ガイド」子どもの未来社